

京都市訓令甲第 37 号

庁 中 一 般  
区 役 所  
市 立 大 学  
事 業 所

京都市職員服務規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 自治記念式典，辞令交付式等に出席するとき。
- (2) 勤務公署を離れて勤務する場合において，所属長が名札を着用する必要がないと認めるとき。
- (3) その他所属長がやむを得ない事情があると認めるとき。

第 13 条中「所轄局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改める。

附 則

この訓令は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(総務局人事部人事課)